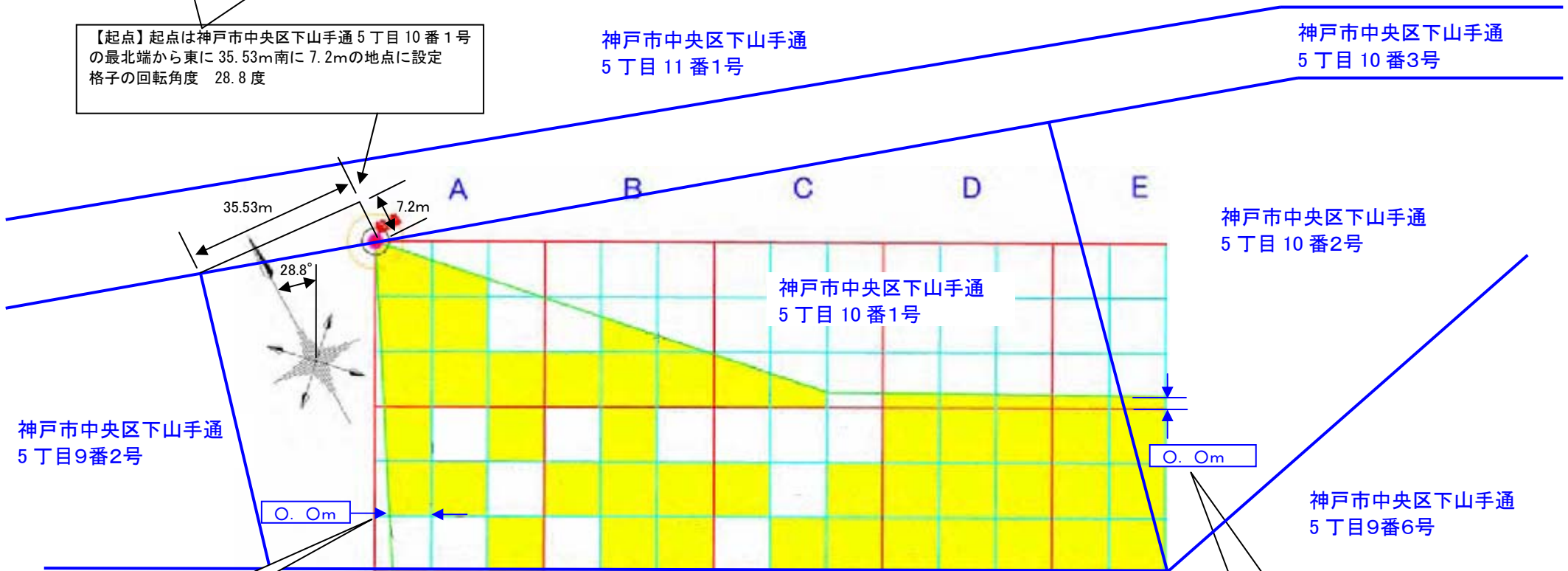


要措置区域 or 形質変更時要届出区域の図面（記載例）

起点は該当地番の最北端であれば、その旨を記載してください。最北端でない等の場合は基準となる地番からの距離を記載してください。回転させた場合には回転角度も図示及び記載してください。

【起点】起点は神戸市中央区下山手通 5丁目 10番 1号の最北端から東に 35.53m 南に 7.2m の地点に設定
格子の回転角度 28.8度



敷地内で範囲が特定できない場合はサイズを記入してください

要措置区域 or 形質変更時要届出区域 〇㎡

格子の回転
28.8度

敷地内で範囲が特定できない場合はサイズを記入してください

〇. 〇m

〇. 〇m

神戸市中央区下山手通
5丁目 10番 2号

神戸市中央区下山手通
5丁目 10番 1号

神戸市中央区下山手通
5丁目 11番 1号

神戸市中央区下山手通
5丁目 10番 3号

神戸市中央区下山手通
5丁目 9番 2号

神戸市中央区下山手通
5丁目 9番 6号